吉賀米ブランド認定者制度取扱要領

(目的)

第1条 吉賀町選抜において一定の基準を満たした高品質の米を生産した生産者を町長が 吉賀米ブランド認定者(以下、認定者)として認証し、広く情報発信することにより、 本町の米産地としての認知度の向上を図るとともに、高付加価値での米販売の促進、及 び地産地消を推進することを目的とする。

(吉賀町選抜の実施)

第2条 吉賀町選抜の実施ついては別に定める。

(認定)

- 第3条 認定者は、吉賀町選抜において食味値80以上、整粒歩合75以上の検体を出品 した生産者及び生産者組織とする。
- 2 町長は、前項において、認定を決定したときは認定証を交付するものとする。 (認定期間)
- 第4条 認定者の認定期間は認定を受けた日から1年間とする。

(認証の取消し)

- 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取消すことができる。
 - (1) 虚偽の内容により認定を受けたとき。
 - (2) その他町長が認定を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 町長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、原則として取り消した日から3 年間は認定を行わないものとする。

(吉賀町産米ブランドロゴマーク)

- 第6条 認定者は認定期間中に生産したうるち米(一等米に限る)に吉賀町産米ブランド ロゴマーク(以下、ロゴマーク)を使用することができる。
- 2 認定者は、ロゴマークを使用する場合は吉賀町産米ブランドロゴマーク使用申請書 (様式1号)を提出しなければならない。
- 3 町長は、使用を決定したときは、吉賀町産米ブランドロゴマーク使用決定通知書(様式第2号)により認定者に通知するものとする。
- 4 町長は、ロゴマークの表示が不適切であると認めたときは、改善を指導することができる。

(損失補償等の責任)

附則

- 第7条 町長は、認定に関して生じた損失補償等の一切の責任を追わないものとする。 (販売促進事業への参加)
- 第8条 認定者は、吉賀町が行う販売促進事業に参加できるものとする。 (その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
 - 1 この要領は、令和3年6月8日から施行する。
 - 2 令和2年に行われた吉賀町選抜において、金賞及び優秀賞を受賞した出品者は認証 者とする。